

環境保全にご協力ください

きれいな環境を守るため次のことにご協力ください。

- 山林や道路わき、空き地などへの不法投棄が後を絶ちません。草刈りなどをして地域の目が行き届くようにしましょう。
- ごみを燃やして発生するダイオキシンや環境ホルモンは健康阻害となります。ごみは市の収集に出しましょう。
- きれいな水を守るため、浄化槽は適正な管理をお願いします。



市民部 生活環境課
995-1816



美化センター
992-3210

不法投棄は犯罪です

廃棄物処理法第16条に「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定され、同法第25条には、違反者に対し「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が課せられる」とされています。

市では不法投棄の予防策として、不法投棄されやすい場所を中心に、定期的にパトロールを実施しています。そして、悪質な不法投棄の場所には警察へ連絡し、投棄者の特定や捜査を依頼しています。



草むらに投棄されたテレビ 山林に投棄された冷蔵庫

不法投棄されたごみのうち リサイクルされるべき大きなごみ (平成24年度実績)

市内に 不法投棄された物	数量	市内に 不法投棄された物	数量
冷蔵庫	22 台	テレビ	55 台
洗濯機	5 台	自動車用バッテリー	4 個
エアコン	0 台	タイヤ	83 本

※買替えなどのときに取扱店に、引き取ってもらいましょう。

ごみの野焼きは禁止されています

野外でダイオキシン類の排出抑制対策が施された焼却炉を使わずにごみを焼却する事は、農業などを営む上でやむを得ない焼却など一部の例外を除き、法律で禁止されています。また、禁止の例外に当てはまる焼却であっても、周辺への迷惑がかからないように注意が必要です。ごみは市の収集に出しましょう。

10月1日は「浄化槽の日」です

浄化槽の使用者は、次の3つすべてを行うことが浄化槽法で義務づけられています。

1. 保守点検の実施（年に3～4回以上）は県の登録業者に委託してください
2. 清掃の実施（年に1回以上）は市の許可業者に委託してください

西・東・深良地区 ▶ 山水総業 ☎ 992-1561

富岡・須山地区 ▶ 富士クリーンサービス

☎ 997-6100

※希望する日時がある場合は、早めの予約が必要です。

3. 法定検査の受検（年に1回）は県の指定検査機関へ依頼してください

（一般財団法人）静岡県生活科学検査センター ▶

☎ 054-621-5030

※保守点検や清掃の記録書類が必要です。3年間保管してください。

※8月に県が法定検査未受検の方に通知を送付しています。まだ検査の申込みをしていない場合は、お早めをお願いします。

Q&A

Q. 保守点検業者と契約しているのに、法定検査も受けるのですか？

A. 法定検査には、「設置後の水質検査」（7条検査）と、「定期検査」（11条検査）があります。そのうち毎年1回行う「定期検査」は設備の稼働状況や使用の状況の確認、水質検査、保守点検や清掃などの維持管理が適正かどうかを判定するものです。保守点検業者と委託契約をしていますが、必ず指定検査機関による検査を受ける必要があります。